

事 務 連 絡
平成19年 1 月 2 2 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(中国産ピーマン (パプリカと称されるジャンボピーマンを含む) 及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号 (最終改正：平成18年12月25日付け食安輸発第1225001号) に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、中国産冷凍ピーマンにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

中国産ピーマン (パプリカと称されるジャンボピーマンを含む) 及びその加工品 (簡易な加工に限る。)

2 検査項目

残留農薬

(違反事例)

1. 品 名：冷凍パプリカスライス
2. 生産国：中国
3. 製造者：LAIYANG LUHAI FOODSTUFF CO., LTD.
4. 検査結果：ピリメタニル 0.04ppm (基準値：0.01ppm)
5. 検 疫 所：東京検疫所食品監視第二課 (届出受付番号：第26001951270号1欄)
6. 輸 入 者：兵庫県貿易株式会社